建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第５項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

発行者　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）
第30条　（略）
第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第17条第１項、第21条第１項、第30条第４項、第33条第４項若しくは第43条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十二の二（第二十二条の二関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条第５項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

発行者　　印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第28条第５項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

発行者　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　（略）
第28条　（略）
第70条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
一　第17条第１項、第21条第１項、第28条第４項、第28条の４第４項若しくは第38条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十二の二（第二十二条の二関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期限１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第28条の４第５項において準用する同法第17条第２項の規定による

立　入　検　査　証

発行者　　印